

平成 19 年度愛知県環境審議会専門調査員協議会（第 1 回）会議録

1 日 時

平成 19 年 7 月 19 日（木）
午後 2 時から 5 時まで

2 場 所

愛知県自治センター 3 階 会議室 A

3 出席者

(1) 専門調査員

神戸専門調査員、高木専門調査員、瀧崎専門調査員、中西専門調査員、
成田専門調査員、村松専門調査員、緒方専門調査員、加藤専門調査員、
河瀬専門調査員、木村専門調査員、水野専門調査員、浦川専門調査員、
大江専門調査員、高橋専門調査員、横山専門調査員、吉田専門調査員
（以上 16 名）

(2) 愛知県環境審議会自然環境保全部会

芹沢部会長

(3) 事務局（愛知県環境部自然環境課）

森課長、松葉主幹、植家課長補佐、川村主任主査、刈谷主査、木勢技師

4 議 題

(1) 平成 19 年度愛知県自然環境保全地域の追跡調査等について

平成 19 年度愛知県自然環境保全地域等の追跡調査について、調査地域、調査員及び調査日を別紙 1 のとおり決定した。

(2) 自然環境保全地域候補地の見直しについて

自然環境保全地域の新たな指定に向けて、現在の候補地としている 9 地域の現状を再度確認し、指定の可能性について改めて検討を行うとともに、新たな候補地の検討を行うにあたり、その考え方について愛知県環境審議会自然環境保全部会の芹沢部会長を招き、意見交換を行った。

事務局）経緯の説明

昭和 48 年の自然環境保全条例制定時に選定した約 200 の候補地の中から自然公園や市街化区域内にあるものを除き、105 地域に絞り込みを行った。それらを昭和 48 年から 54 年までの間に調査を行って、その結果指定が適当とされた地域の中から順次指定をしてきた。現在までに 13 地域が指定されている。

芹沢部会長)

これまで指定できるところから指定してきており、指定には難しい事情がある場所が候補地として残っている。一つの案として、面積の広い候補地の中で重要なスポットに絞り、指定を推進してはどうか。また、条例制定時に倣い、再度新規候補地を挙げ、絞り込みをし、調査を行ってはどうか。

加藤専門調査員)

自然環境保全地域の指定条件として、貴重な種の存在や、東海地方の特徴的な地域であることが必要か。

芹沢部会長)

必ずしも貴重な種がいなければならないことはない。

大江専門調査員)

湿地などを考えた場合、重要スポットだけでなく、水系を含めた後背地を保全しないと十分とはいえないのではないか。

芹沢部会長)

現在、広範囲の指定はしたくてもできない状況である。スポットだけでも保全するべきと思う。幸い、今は市民の自然環境保全意識が高まっており、新たな地域指定で保全の意識を広めるだけでも意味があるのではないか。

吉田専門調査員)

候補地の見直しはいいことである。地元が地域の自然環境を大切にしようとする気持ちを育てるのも大切である。できれば多くの地域を指定して欲しい。

芹沢部会長)

これまでの保全地域や候補地はどちらかというと山地に偏っている。平野にはあまりない。なお、海岸はほとんどが三河湾国定公園に指定されているが、国定公園地域内の地域は現実問題として指定換えは困難であるため、候補から除く。河川敷は良好な自然環境が存在する場所もあり、候補に挙げる価値があると思われる。

木村専門調査員)

汐川干潟には特有の貴重な種が存在するが、水路が塩性湿地に影響を及ぼしている。公園に指定されても良好な自然環境が保たれているとは言い難い。伊良湖の先端も、国定公園だが完全に自然環境が破壊されている。汐川干潟だけでもスポット的に指定できないか。また、調査はもっと客観的かつ重点的に行うべき。県の考えはどうか。

事務局)

自然公園は今の法令上保全地域には指定できない。自然公園地域では工作物の建築などの行為規制のほか、特別地域では指定植物について捕獲採取が制限されるが、野生生物の生息場所の保護制度としては限界がある。

芹沢部会長)

国定公園内の保全地域指定は無理でも、県立自然公園内で考えてもいいのではないか。

加藤専門調査員)

現在の候補地は指定の見込みが全くないのか。

芹沢部会長)

全域が私有地の地域は見込みが薄いと思われる。規模が大きく、土地所有者が多い地域は難しいと思われる。砦山、東谷山は公有地が大半を占めており、今一度指定に向けてかけ合ってみてはどうか。

木村専門調査員)

今回意見が出た後は、どのように進めていくのか。

事務局)

新たな候補地として約 10 地域程度に絞り、優先順位をつけて順に詳細調査を行いたい。今後、調査や指定の予算要求もしていく。

芹沢部会長)

最終的には候補地を 10 程度に絞らないと作業的に無理があるだろう。まず候補を出して考えたい。これで急激に新たな指定が進むとは考えていない。少しずつでも進めばよい。

吉田専門調査員)

土地所有者の意向を調整する上で、土地所有者が使いたいときには保全地域指定を外すという考えで進められないか。

芹沢部会長)

自然環境保全地域は、永続的に自然環境を保全することを目的としている。

事務局)

指定解除も法令に定めているが、自然環境保全の視点からは、指定を外すことを前提にした指定は考えられない。

芹沢部会長)

今一度、地元や市町村と調整することで、指定推進に状況が変わるかもしれない。

高木専門調査員)

標示板には、行為禁止ではなく、「 のため守っています」という書き方のものがあり、表現がソフトで良い。市民の保全意識を高められる、郷土愛を育むような方向で進めては。特に市街地では地元が守ろうとしていくような働きかけが必要だと思う。

村松専門調査員)

森林公園には貴重な植物の実生が増加傾向にある場所がいくつかあり、指定できるといいと思う。地元では散歩コースにしようという動きがある。現在の候補地も指定に向けて進めるべき。これまで保全地域や候補地と同様に“すぐれた自然地域”約30箇所の調査を行ったのは何のためだったか。

芹沢部会長)

すぐれた自然地域は、主に自然公園の特別保護地区か第一種特別地域であり、自然公園管理上の基礎資料として調査していたと思う。

村松専門調査員)

茶臼山の自然環境が荒れてきた。調査はしてきたが、どうにか対応できないものか。

芹沢部会長)

行政は個々の自然の専門家ではないため、詳しいことはわからない。行政を動かすには我々が働きかけなければならない。すぐに対応されなくても長期間にわたり働きかければ行政の体制も次第に変わっていく。

高橋専門調査員)

候補地となっている吉川峠は蛇紋岩に特質があるが、半分程度は採石場所等に利用されており、原型をとどめていない箇所もある。現在は価値があるか疑問である。

神戸専門調査員)

これまで、候補地の調査報告に、候補地と同様な質の地域を挙げてきたはず。これも見直しの参考にするべき。

事務局)

参考にする。

今日の意見交換を踏まえ、現在の候補地に関する意見と、新たな候補地につい

ての意見をアンケート様式に記入の上、提出していただきたい。

(3) その他

- ・植物部門の部門代表調査員であった飯尾専門調査員と、代表専門調査員職務代理及び動物部門の部門代表調査員であった三津井専門調査員、代表専門調査員及び地形地質部門の部門代表調査員であった大谷専門調査員の退任に伴い、代表専門調査員、代表専門調査員職務代理及び各部門の部門代表調査員を次のように選出した。

代表専門調査員及び地形地質部門の部門代表専門調査員

大江専門調査員

代表専門調査員職務代理及び動物部門の部門代表専門調査員

河瀬専門調査員

植物部門の部門代表調査員

高木専門調査員

- ・大江専門調査員より「小堤西池の地形と地質」について研究発表がなされた。
(次回、平成 19 年度第 2 回については、植物部門の発表を予定。)

- ・愛知県環境審議会専門調査員協議会の会議録については、愛知県環境審議会運営規程第 7 条第 1 項の規定に基づき、2 名の専門調査員による署名が必要であり、高木専門調査員及び河瀬専門調査員が署名者に選出された。